特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
15	古河市　生活保護関連事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
古河市は、生活保護関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
古河市長

公表日
令和7年3月31日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護に関する事務
②事務の概要	・生活保護法に基づき、保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務を行う。 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、以下の事務で特定個人情報を取り扱う。 ①保護の実施に関する事務 ②保護の開始若しくは変更申請の受理に関する事務 ③職権による保護の開始及び変更に関する事務 ④保護の停止及び廃止に関する事務 ⑤就労自立給付金に関する事務 ⑥保護に要する費用の返還に関する事務 ⑦徴収金の徴収に関する事務 ⑧進学・就職準備給付金に関する事務 ⑨生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバーへの特定個人情報連携 〈委託元：古河市福祉事務所　委託先：社会保険診療報酬支払基金〉 ①医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 ②医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 ③医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等
③システムの名称	1　生活保護システム 2　団体内統合宛名 3　中間サーバ 4　統合専用端末 5　医療保険者等向け中間サーバー等

2. 特定個人情報ファイル名
被保護者ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年5月31日法律第27号）第9条　別表第一　項番15 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年9月10日内閣府総務省令第5号）第15条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号別表第二　項番9,10,14,16,18,20,21,24,26,27,28,30,31,37,38,42,50,53,54,61,62,64,70,87,90,94,104,106,108,116,120 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年12月12日内閣府総務省令第7号）第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第59条の2の2、第59条の3 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号別表第二　項番26 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年12月12日内閣府総務省令第7号）　第19条	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部　社会福祉課
②所属長の役職名	社会福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	古河市　総務部　総務課　古河市下大野2248番地　電話0280-92-3111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	古河市　福祉部　社会福祉課　古河市駒羽根1501番地　電話0280-92-4960
9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1,000人以上1万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[　　基礎項目評価書　　]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[　　]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[　　]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[　　]接続しない（入手）	[　　]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	2人体制やダブルチェックをしている。	

9. 監査	
実施の有無	［ ○ ］ 自己点検　　［　 ］ 内部監査　　［　 ］ 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	［　　十分に行っている　　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策	［　 ］全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	［ 9) 従業者に対する教育・啓発 ］ ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	［　　十分である　　］ ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	課内において研修を行っている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年8月1日	Ⅰ関連情報 1．特定個人情報ファイルを	生活保護法に基づき、生活に困窮する世帯から・相談・申請を受け、生活・住宅・教育・医療・	・生活保護法に基づき、保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、進学準備給付金の	事後	法令改正による修正のため重要な変更に該当しない。
平成30年8月1日	Ⅰ関連情報 3．個人番号の利用「法令上	番号法第9条第1項　別表第一　第15号	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）	事後	記載内容を正確化したための重要な変更に該当しない。
平成30年8月1日	Ⅰ関連情報 4．情報提供ネットワークシス	番号法第9条第1項　別表第二　第26号	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号別表第二　項番	事後	記載内容を正確化したための重要な変更に該当しない。
平成30年8月1日	Ⅱしきい値判断項目 1．対象人数「計数時点」変更	平成28年4月1日時点	平成30年8月1日時点	事後	重要な変更事項でないため
平成30年8月1日	Ⅱしきい値判断項目 2．取扱者数「計数時点」変更	平成27年4月1日時点	平成30年8月1日時点	事後	重要な変更事項でないため
令和1年6月28日	Ⅱしきい値判断項目 1．対象人数「計数時点」変更	平成30年8月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月28日	Ⅱしきい値判断項目 2．取扱者数「計数時点」変更	平成30年8月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月28日	Ⅳリスク対策	記載なし	新規記載	事後	様式の変更に伴う変更
令和1年6月28日	公表日	2018/9/14	2019/6/28		
令和2年6月30日	Ⅰ関連情報 4．情報提供ﾈｯﾄﾜｰｸによる情	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号別表第二　項番　　9,	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号別表第二　項番　　9,	事後	記載内容を正確化したための重要な変更に該当しない。
令和2年6月30日	Ⅰ関連情報 5.評価実施機関における担当	健康福祉部　社会福祉課	福祉部　社会福祉課	事後	重要な変更事項でないため
令和2年6月30日	Ⅰ関連情報 8.特定個人情報ﾌｧｲﾙの取り	古河市　健康福祉部　社会福祉課 古河市駒羽根1501番地　電話0280-92-4960	古河市　福祉部　社会福祉課 古河市駒羽根1501番地　電話0280-92-4960	事後	重要な変更事項でないため
令和2年6月30日	Ⅱしきい値判断項目 1．対象人数「計数時点」変更	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	重要な変更事項でないため
令和2年6月30日	Ⅱしきい値判断項目 2．取扱者数「計数時点」変更	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	重要な変更事項でないため
令和2年6月30日	公表日	2019/6/28	2020/6/30		
令和3年7月1日	Ⅱしきい値判断項目 1．対象人数「計数時点」変更	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	重要な変更事項でないため
令和3年7月1日	Ⅱしきい値判断項目 2．取扱者数「計数時点」変更	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	重要な変更事項でないため
令和3年7月1日	公表日	2020/6/30	2021/7/1		
令和3年9月10日	Ⅰ関連情報 4．情報提供ﾈｯﾄﾜｰｸによる情	・番号法第19条第7号	・番号法第19条第8号	事後	
令和3年9月10日	公表日	令和3年7月1日	令和3年9月10日		
令和4年9月12日	Ⅱしきい値判断項目 1．対象人数「計数時点」変更	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	重要な変更事項でないため
令和4年9月12日	Ⅱしきい値判断項目 2．取扱者数「計数時点」変更	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	重要な変更事項でないため
令和5年1月26日	Ⅰ関連情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務「②事務の概要」	・生活保護法に基づき、保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務を行う。 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、以下の事務で特定個人情報を取り扱う。 ①保護の実施に関する事務 ②保護の開始若しくは変更申請の受理に関する事務 ③職権による保護の開始及び変更に関する事務 ④保護の停止及び廃止に関する事務 ⑤就労自立給付金に関する事務 ⑥保護に要する費用の返還に関する事務 ⑦徴収金の徴収に関する事務 ⑧進学準備給付金に関する事務	・生活保護法に基づき、保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務を行う。 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、以下の事務で特定個人情報を取り扱う。 ①保護の実施に関する事務 ②保護の開始若しくは変更申請の受理に関する事務 ③職権による保護の開始及び変更に関する事務 ④保護の停止及び廃止に関する事務 ⑤就労自立給付金に関する事務 ⑥保護に要する費用の返還に関する事務 ⑦徴収金の徴収に関する事務 ⑧進学準備給付金に関する事務 ⑨生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバーへの特定個人情報連携 〈委託元：古河市福祉事務所　委託先：社会保険診療報酬支払基金〉 ①医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 ②医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 ③医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等	事前	「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」（令和3年法律第66号）に基づく、医療扶助のオンライン資格確認導入に伴い、各システムのプログラミングを開始するまでに評価が必要なもの。
令和5年1月26日	Ⅰ関連情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務「③システムの名称」	生活保護システム	1　生活保護システム 2　団体内統合宛名 3　中間サーバ 4　統合専用端末 5　医療保険者等向け中間サーバー等	事前	同上
令和5年1月26日	Ⅳリスク対策 4．特定個人情報ファイルの取扱いの委託	[〇]委託しない 記載なし	[　]委託しない 十分である	事前	同上
令和5年1月26日	Ⅳリスク対策 5．特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）	[〇]提供・移転しない 記載なし	[　]提供・移転しない 十分である	事前	同上
令和5年11月14日	Ⅱしきい値判断項目 1．対象人数「計数時点」変更	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	重要な変更事項でないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年11月14日	Ⅱしきい値判断項目 2．取扱者数「計数時点」変更	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	重要な変更事項でないため
令和6年4月24日	Ⅰ関連情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務「②事務の概要」	・生活保護法に基づき、保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務を行う。 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、以下の事務で特定個人情報を取り扱う。 ①保護の実施に関する事務 ②保護の開始若しくは変更申請の受理に関する事務 ③職権による保護の開始及び変更に関する事務 ④保護の停止及び廃止に関する事務 ⑤就労自立給付金に関する事務 ⑥保護に要する費用の返還に関する事務 ⑦徴収金の徴収に関する事務 ⑧進学準備給付金に関する事務 ⑨生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバーへの特定個人情報連携 〈委託元：古河市福祉事務所　委託先：社会保険診療報酬支払基金〉 ①医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 ②医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 ③医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等	・生活保護法に基づき、保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務を行う。 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、以下の事務で特定個人情報を取り扱う。 ①保護の実施に関する事務 ②保護の開始若しくは変更申請の受理に関する事務 ③職権による保護の開始及び変更に関する事務 ④保護の停止及び廃止に関する事務 ⑤就労自立給付金に関する事務 ⑥保護に要する費用の返還に関する事務 ⑦徴収金の徴収に関する事務 ⑧進学・就職準備給付金に関する事務 ⑨生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバーへの特定個人情報連携 〈委託元：古河市福祉事務所　委託先：社会保険診療報酬支払基金〉 ①医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 ②医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 ③医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等	事後	生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第21号）が令和6年4月24日に公布され、その一部が同日から施行されたことに伴い、生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条の5第1項に基づき、生活保護世帯の子どもが本人の希望を踏まえた選択に基づく進学又は就職による自立の助長に資する支援を図ることを目的として、進学・就職準備給付金を支給することとなった。
令和7年3月31日	Ⅱしきい値判断項目 2．取扱者数「計数時点」変更	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	重要な変更事項でないため